

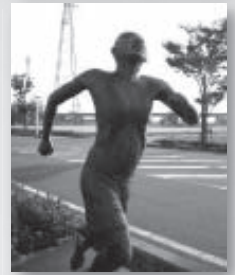
野外彫刻プロムナード展15周年記念事業ご寄附のお願い

野外彫刻プロムナード展

知立市は、第6次総合計画に「芸術や文化を大切にすまちづくり」を施策に掲げ、その一環として、平成12年、文化会館（パティオ池鯉鮒）の創立に併せ、文化会館のエントランスロードに彫刻作品を設置する場所を整備し、毎年6体の若手作家の作品を紹介する「野外彫刻プロムナード展」を開催してきました。

平成25年3月には「彫刻のある風景づくり推進計画」を策定し、市内に彫刻作品の設置を進め、彫刻のあるプロムナード（散歩道）の形成を図る事業を展開しています。

これまでに、市内に設置された作品は現在15体を数え、プロムナード展と併せて、ひとつの風景となっています。これからも知立市の文化・芸術事業の一助を担える事業を進めていく予定です。



15周年記念事業開催にあたり

平成12年の文化会館開館より15年を迎え、野外彫刻プロムナード展15回目の開催となりました。

今年は、野外彫刻プロムナード展開催15周年を記念し、東海道松並木沿いの遊歩道に彫刻作品5体を新たに設置します。東海道松並木の威厳と、芸術作品のもつ魅力がお互いに相乗効果をなし、知立の新しいスポットとして発信していく事業を計画しております。つきましては、本旨にご協賛いただける方のご支援をお願いいたく、下記の方法によりご寄附を募ることとなりました。知立の芸術・文化事業の発展にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

◆概要◆

●募集期間：6月16日（火）～8月31日（月）

●目標額：300万円

●ご寄附いただいた方へのお礼の品の贈呈について

- 1万円～ 野外彫刻プロムナード展15周年記念事業記念品を贈呈します。
- 3万円～ 野外彫刻プロムナード展15周年記念事業記念誌にご芳名します。
- 50万円～ 制作した作品の銘板へご芳名を彫刻します。

●ご寄附の方法：下記連絡先にお問合せ後、市がお送りする納付書、現金書留または市役所窓口で寄附のご協力をお願いします。

●寄附金（税額）控除と確定申告について

野外彫刻プロムナード展15周年記念事業寄附金は、2千円を超える額（ただし、個人住民税所得割の2割程度が上限です。）が、住民税と所得割から控除されます。法人の場合、寄附全額が法人税における損金算入金となります。詳しくは→総務省ホームページ「ふるさと納税ポータルサイト」または国税庁ホームページでご確認ください。

※いただいた「ふるさと納税」は、地方自治法96条第1項第9号に定める負担付の寄付（寄附の条件等として法的義務を負い、その不履行の際には当該寄附の解除など寄附結果に影響を与えるもの）としてではなく、指定寄附（寄附者が自らの寄附金について何かしらの用途を希望し、知立市としてこれを尊重しつつ、各分野への配分を判断・活用させていただくもの）としてお受けすることをあらかじめご了承ください。

事業内容・寄附の方法等詳しくは市ホームページをご覧ください。

◆問合せ◆ 都市計画課（☎95-0129）